

西武新宿線の連続立体交差事業等に関する ご意見・ご質問と回答（抜粋）をご紹介します

令和3年11月に、西武新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差事業、交通広場および側道等が都市計画決定されました。これを受け、事業予定地の土地・建物や隣接する土地をお持ちの方、お住まいの方等を対象に、用地測量等や事業内容に関する説明会(書面)を開催しました。その際にいただいたご意見等とその回答をご紹介します。

Q. どこまでの範囲が用地取得の対象となるのかわからない。

A. 正確な用地取得の範囲につきましては、現在実施している測量作業で確定していきます。

Q. 用地取得や借地に対する補償について知りたい。

A. 一般的な補償として、建物や工作物等の移転に要する費用及び土地代金等を補償いたします。また、借地させていただく場合には、借地料及び建物や工作物の移転が発生する場合には移転に要する補償をいたします。詳しくは、都市計画事業認可取得後に開催予定の用地補償説明会や、その後の個別の話し合いでご説明いたします。

Q. 完成予定を知りたい。

A. 用地測量等を行い、令和5年度の都市計画事業認可取得を目指し、事業に着手する予定です。連続立体交差事業の期間は、現時点では事業着手から15年と試算しています。

資料はこちら



その他

お寄せいただいたご意見・ご質問の主な概要およびその回答等については、東京都ホームページからご覧いただけます。

西武新宿線 事業パンフレット

検索

『西武新宿線連続立体交差事業に関連する交通広場計画・道路計画
および沿線各駅周辺のまちづくりについて』を発行しました。
是非ご覧ください。

武蔵関 まちづくり

検索

パンフレットは
こちら



意見募集

まちづくりルールに関するご意見をお寄せください

2～3ページ参照

提出方法 郵送、FAX、電子メール等

提出先 下記のお問合せ先まで

必要事項 テーマ(右記参照)を明記のうえ、
①お名前 ②ご住所(丁目まで) ③ご意見を記載

受付期間 令和4年12月5日(月)

募集テーマ

今回は「住宅地のまちづくり
ルール」「補助230号線沿
道のまちづくりルール」に関
するご意見を募集します!

お問合せ先

練馬区 都市整備部 新宿線・外環沿線まちづくり課

担当: 飯野・市川・佐々木・中村

☎ 176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号

✉ EN-MACHI@city.nerima.tokyo.jp

☎ 03-5984-1278 (直通)

FAX 03-5984-1226

武蔵関駅まちづくり ニュース

令和4(2022)年11月

連続立体交差事業に伴う

まちづくりが進んでいます

西武新宿線の 連続立体交差事業等の 測量を実施しています



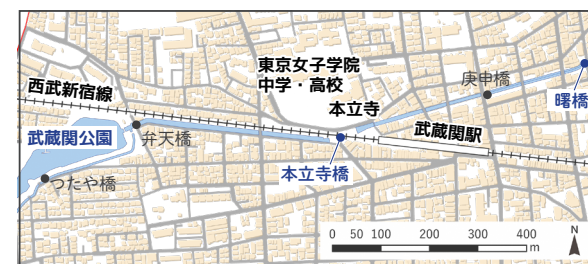
●西武新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)の連続立体交差事業、交通広場および側道の整備は、令和5年度の都市計画事業認可取得を目指し、現在、測量作業を実施しています。

4ページも併せてご覧ください



石神井川の整備を 進めています

- 浸水被害を軽減するとともに、河川環境の向上を図るため、東京都が河川整備を進めています。
- 当地区周辺では現在、曙橋下流の工事を実施しているほか、令和4年8月より本立寺橋から武蔵関公園の周辺地域において、河川整備事業に伴う測量作業を実施しています。



駅周辺において まちづくりを検討しています

(武蔵関駅周辺地区)
地域の特色を活かした街並みづくり

- 武蔵関駅周辺地区まちづくり協議会では、良好な住環境や石神井川のうらおいを活かした街並みを目指し、まちづくりルール等を検討しています。

2～3ページも併せてご覧ください

(武蔵関駅北口駅前街区)
にぎわいのある駅前空間の創出

- 北口駅前街区では、魅力あふれる駅前空間の創出を目指し、共同建替えの学習等を進めています。

第2弾

まちづくりのルールを検討しています

昨年度から、協議会では街並みの将来イメージの実現手法として、まちづくりルールについて意見交換をしています。今号では、住宅地のまちづくりルール(前号の続き)と、補助230号線沿道のまちづくりルールに関する意見交換の内容をご紹介します。



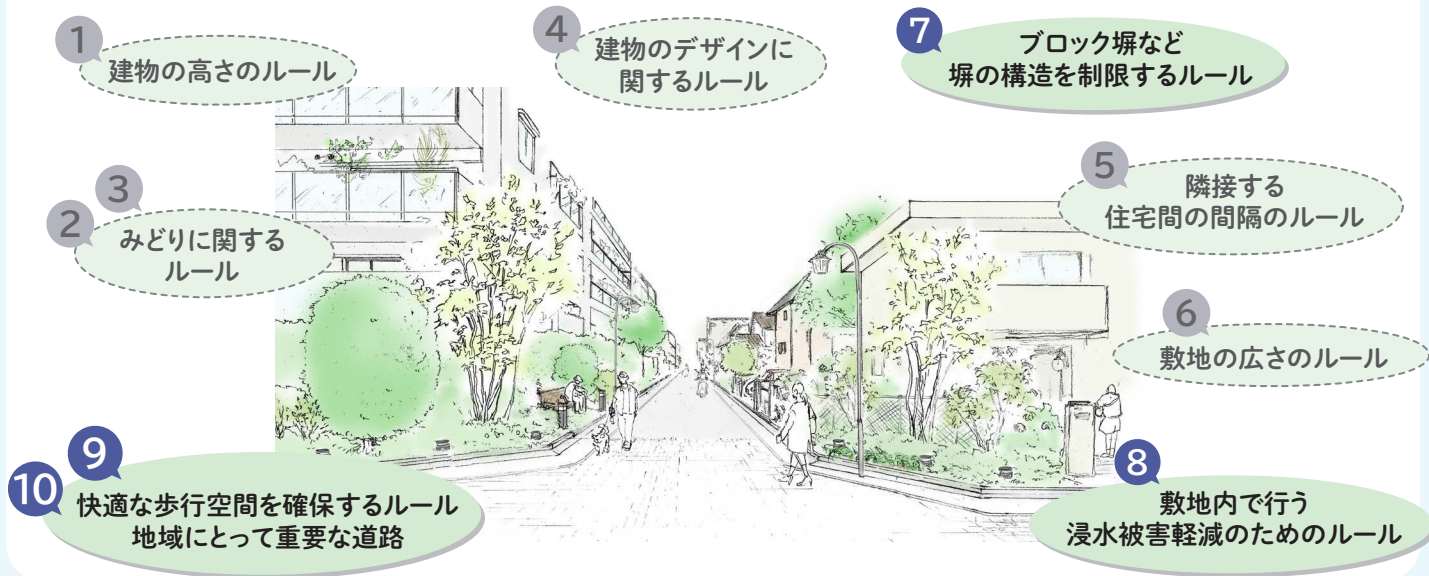
皆様からのご意見も募集しています。4ページをご覧ください

住宅地の街並みの将来イメージとそれらを実現するルールの例

住宅地の街並み将来イメージ

戸建住宅を中心とした緑豊かでゆとりある安全安心な街並み

7~10 今号では●印のルールについてのご意見をご紹介します。 1~6 ●印に関するご意見は前号をご覧ください。



「住宅地のまちづくりルール」に関して 第28回協議会で出された主なご意見

7 塀の構造を制限するルール

- ブロック塀は高さを制限し、それより上部はルーバーや生垣などにできるとよい。
- 生垣は、管理が難しい点を考慮し、努力義務とする方が理解が得やすいのではないかと。

8 浸水被害軽減のためのルール

- 石神井川付近など浸水履歴があるエリアでは、雨水浸透マスの設置を促進したい。
- 雨水浸透施設は努力義務のルールにする。

9 快適な歩行空間を確保するルール

- 比較的広い道路でも交差点部に隅切りを設け、見通しを確保することが大切だ。
- 一定の交通量がある道路では、1m程度の壁面後退をルール化してもよい。

10 地域にとって重要な道路

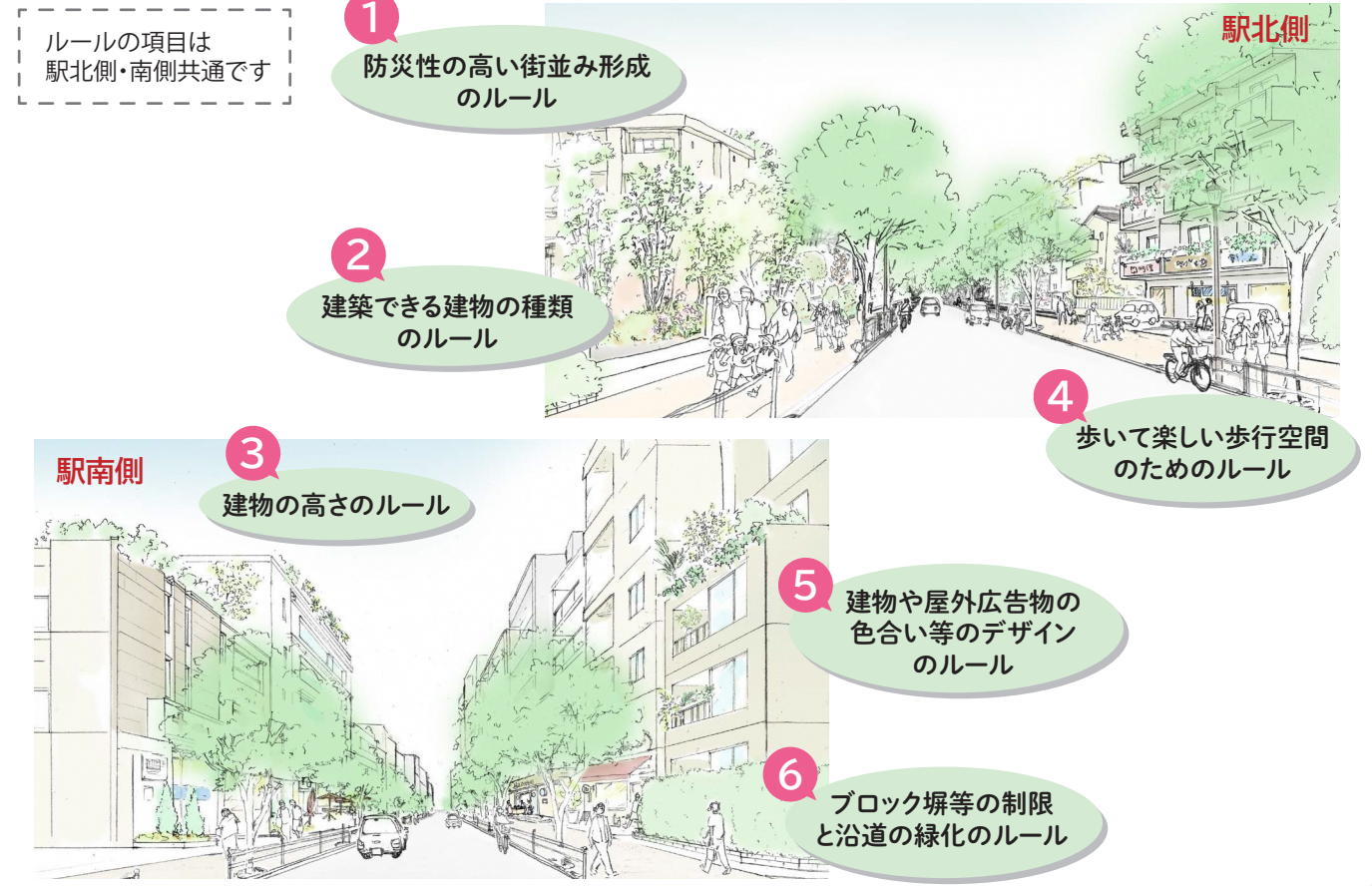
歩行者や自転車の回遊性を高めるうえで重要な道路について、「駅と関区民センターをつなぐ動線」「駅と武蔵関公園をつなぐ動線」「駅の南北をつなぐ動線」などが挙げられました。引き続き、協議会にて具体的な検討を進めます。

補助230号線沿道の街並みの将来イメージとそれらを実現するルールの例

補助230号線沿道の街並み将来イメージ

(駅北側) 文教施設や低層住宅と調和した安全で落ち着いた街並み

(駅南側) 中高層の建物を中心とした生活利便性の高い安全で落ち着いた街並み



「補助230号線沿道のまちづくりルール」に関して 第29回協議会で出された主なご意見

1 防災性の高い街並み形成のルール

- 道路に面した建物は燃えにくいものがよい。

2 建築できる建物の種類のルール

- (北側) 文教施設が多いので、そぐわない施設の立地は避けたい。
- (南側) 1階に生活利便性の高い用途が入るとよい。
- コンテナ倉庫、工場、ホテル、葬祭場、ガソリンスタンドなどは制限した方がよい。

3 建物の高さのルール

- (北側) 学校や住宅が多いので、南側よりは高さを抑えられた方がよい。
- (北側) 既に学校(4階)が建っているので、4~5階程度の街並みならよい。
- (南側) 5~6階程度の街並みがよい。

4 歩いて楽しい歩行空間のためのルール

- 坂道が多いので、ポケットパークや歩道沿いにベンチがあるとよい。

5 建物や屋外広告物の色合い等のデザインのルール

- 色彩は原色を制限する程度でよい。
- 看板の大きさや色合いを制限したい。

6 ブロック塀等の制限と沿道の緑化のルール

- ブロック塀の高さの制限は必要である。
- 生垣等を設置する場合は、枝葉の落ちにくい樹種や管理がしやすいものにした。

現在、協議会では商店街のまちづくりルール等に関する意見交換を行っています。その概要は、次号以降でご紹介します。